奈良県委託訓練事業に係る企画提案公募要領

（長期高度人材育成コース）

奈良県では、求職者や離職者の方の就職を支援するため、就職に必要な知識や技能を身につけていただけるよう、「奈良県委託訓練事業」を実施しています。

「奈良県委託訓練事業」については、専修学校等の民間教育訓練機関に委託して実施しており、その機敏性や知識、ノウハウ等を活用して効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業所を募集します。

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「国及び奈良県の令和９年度奈良県予算の成立」を前提に事業化される停止条件付き事業です。

そのため、国との協議が整い、奈良県予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

また、事業者決定後に厚生労働省の「委託訓練実施要領」が改正となった場合には、仕様書等が変更となり、その改正内容に従っていただくことになります。

１．総則

民間教育訓練機関等を活用した次の奈良県委託訓練事業の実施に係る企画提案公募の実施については、この要領に定める。

・長期高度人材育成コース

２．事業名

奈良県委託訓練事業

（１）事業の趣旨・目的

実施する全ての職業訓練において、訓練受講者全員が、職業訓練を受講したことにより就職できるようになることを目的とする。

（２）事業概要及び委託費

別添、「仕様書」のとおり。

３．スケジュール

・公　募　開　始　令和８年１１月９日（月）
・質問書受付締切　令和８年１１月１３日（金）
・参加申込書提出〆切　令和８年１１月２０日（金）
・提案書類提出締切　令和８年１２月１日（火）
・プロポーザル審査会　令和８年１２月上旬頃

４．参加資格

提案の資格を有する者は、業務の趣旨を十分理解し、円滑に遂行できる者で、次の項目の全てに該当するものとする。

（１）日本国内に営業所または、事業所を有していること。

（２）奈良県に納税義務の生じた県税を滞納していない者。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない者にあっては、奈良県委託訓練事業企画提案提出時前の一年前において本店の所在する都道府県に納税義務の生じた事業税を滞納していない者。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

（６）宗教法人法第２条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。

（７）政治資金規正法第３条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

（８）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団、暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（１０）教育訓練機関のこれまでの入校実績等を鑑み、安定した事業運営が可能と認められること。具体的には、受託しようとするカリキュラムと同等の教育訓練を１年以上実施しており、入校実績･修了実績を有する者で且つ、訓練を効果的に指導、運営できる専門知識、能力を有していること。

（１１）事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を提案する訓練の開講日より３ヶ月前の応当日から委託契約終了日までの間、所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的な内容については、別添仕様書の定めに従うこととする。

（１２）奈良県内に所管大臣等が指定した各養成施設（２年課程）を有し、それぞれの養成に係る２年課程の教育訓練を公共職業訓練として令和９年４月に開講が可能な者であること。

（１３）次のいずれの事項にも該当しない者であること。

① 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から３年を経過していない者。

② 奈良県が行う就職状況調査において不正受給となった者であって、当該不正受給の対象となった委託契約締結日から５年を経過していない者。

③ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと奈良県が判断した者又は判断する者。

（１４） 教育訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。

（１５）本事業の実施にあたり、奈良県との打合せなどに適切に対応できること。

（１６）法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

（１７）提案しようとする訓練科において、直近の就職率実績又は直近２年の平均の就職率実績が、以下のとおりであること。

訓練科	就職率の実績要件	
介護福祉士養成科 幼稚園教諭・保育士養成科	受託実績あり	「長期高度人材育成コース（旧・資格取得コースを含む。）」の訓練生の就職率が８０％以上
	受託実績なし	訓練を行おうとする既存の学科・コースの一般の受講生（学生）の就職率が８０％以上
言語聴覚士養成科 美容師養成科 社会福祉士養成科 精神保健福祉士養成科	受託実績あり	「令和６年度入校・長期高度人材育成コース」の訓練生の正社員就職率が８０％以上 又は、上記正社員就職率と訓練を行おうとする既存の学科・コースの一般の受講生（令和５年度入学の学生）の正社員就職率の平均が８０％以上
	受託実績なし	訓練を行おうとする既存の学科・コースの一般の受講生（学生）の正社員就職率が８０％以上

※就職率実績が上記要件に該当しない場合においても、前年度までに実施していた訓練コースが設定できないことにより、地域の訓練ニーズに対応できなくなる場合は、別途国との協議により参加が認められる場合がある。

５.応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

（１）　企画提案公募にかかる参加申込書の提出

① 提出日

令和８年１１月２０日（金）１５時００分まで

② 提出先

奈良県　産業部　人材・雇用政策課　人材育成係

Ｅ-Ｍａｉｌ：koyo-nokai@office.pref.nara.lg.jp

※Ｅ-Ｍａｉｌ送信後、電話連絡すること。（電話０７４２－２７－８８３４）

③ 提出方法

「奈良県委託訓練事業企画提案に係る参加申込書」（様式１）に記載のうえ、②の提出先にＥ-Ｍａｉｌでお申込みください。

④ 留意事項

企画提案へ参加を希望する者は、参加申込書を必ず提出してください。

（２）仕様書及び申請書類様式の交付方法

上記参加申込書をＥ-Ｍａｉｌした者に対し、Ｅ－Ｍａｉｌにより交付を行う。

（３）企画書公募に関する質問の受付及び回答

① 受付先

奈良県　産業部　人材・雇用政策課　人材育成係

Ｅ-Ｍａｉｌ：koyo-nokai@office.pref.nara.lg.jp

※Ｅ-Ｍａｉｌ送信後、電話連絡すること。（電話０７４２－２７－８８３４）

② 受付期間

令和８年１１月１３日（金）１５時まで

受付時間は、平日の８時３０分から１７時まで（最終日は１５時まで）

③ 受付方法

Ｅ-Ｍａｉｌで質問票（Ａ４版、様式自由）を受付します。

④ 回答方法

令和８年１１月１９日（木）までに、奈良県ホームページ「労働・雇用に関する入札等」での公開により回答します。

（４）企画書の提出日及び場所

① 提出日

令和８年１２月１日（火）１２時まで

<u>※１２月１日（火）午前１０時までに、「奈良県　産業部　人材・雇用政策課　人材育成係」まで提出日時を電話予約してください。</u>

（電話　０７４２－２７－８８３４）

② 提出場所

奈良市登大路町３０番地

奈良県　産業部　人材・雇用政策課　人材育成係（奈良県庁主棟６階）

<u>※書類は必ず提出場所に直接持参してください。（郵送による提出および提出期限後の書類の差し替え・修正等は認めません。）</u>

③ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

（５）応募書類

配付資料の申請様式等シート内の『チェックリスト及び企画提案書等記載項目注意事項』に従って記入・作成してください。

様式	様式内容	備考
様式１－２	委託訓練受託申請書（長期高度人材育成コース）	
様式２	誓約書	
様式３－２	委託訓練コース要素別点検表（長期高度人材育成コース）	
様式４	実施施設の概要	
様式５－２	委託訓練カリキュラム（長期高度人材育成コース）	カリキュラムの詳細（シラバス等）を添付すること

様式６－２	訓練科の設定趣意書（長期高度人材育成コース）	A-4 六枚（片面）までに収めること
様式７	講師名簿	
様式８－１	使用教材一覧	備考欄に価格の見込み方について記載すること
様式８－２	個人負担一覧	備考欄に価格の見込み方について記載すること
様式９－２	各種就職支援の実施状況（長期高度人材育成コース）	A-4 六枚（片面）までに収めること
様式１０	登録キャリア・コンサルタント名簿及び資格交付証（写）	
様式１４	委託訓練実績報告書	過去２年間分の実績を記載すること
様式１５	個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書（新規）	仕様書の[別記１]個人情報取扱特記事項に係る責任者の所属・職名・氏名を予め届け出するもの。
様式１６	奈良県見積書様式	
参考様式	経費内訳書および一般学生負担額内訳書（自由様式）	
	各養成に係る養成施設の指定通知書（写）	
	雇用保険適用事業所設置届（写）	
	職業紹介の許可・届出を証明する書類（写）	・許可を受けている場合のみ提出。
	法人登記簿謄本又はそれに類するもの	・直近３か月以内に発行されたものを提出すること。
	納税証明書	・複数提案する場合は、原本を 1 枚、残りは写しで構わないこととする。 ・直近３か月以内に発行されたものを提出すること。
	実施施設紹介パンフレット等	
	施設案内図（申請コースの教室、就職相談室、休憩スペースを明示）及び教室内の配置図	
	訓練実施施設に関する不動産登記簿謄本または賃貸借契約書等（写）	

	写真（建物外観、教室、就職相談室、休憩室）	
	地図	・事務室が近隣の建物内に設置されている場合のみ提出。教室と事務室の位置関係（所在地と距離）が分かる地図を添付すること。

（６）提出方法

① ７部《正本１部、副本２部、抜粋版４部》

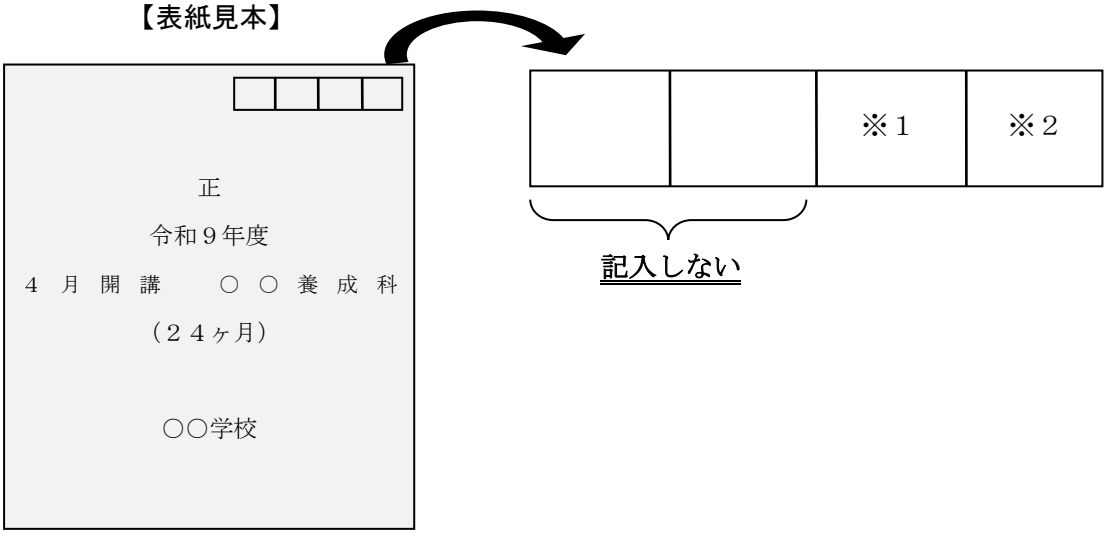
正本１部、副本２部、抜粋版４部をＡ４で作成し、綴じ込んで提出してください。なお、抜粋版は様式５－２、６－２、８－１、８－２のみとしてください。

【注意】副本及び抜粋版には提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。記載がある場合はその項目を無効とします。

表紙には、【表紙見本】のとおり、訓練科名、学校名、教室名等を必ず記入してください。

〈記入事項〉正 or 副 or 抜粋、９年度、開講月、訓練科、訓練期間、
訓練施設名、訓練科略名

【表紙見本】



※１・・・訓練科名の略記号を記入してください。略記号は以下のとおり。

訓練科名	略記号
介護福祉士養成科	ＣＷ
言語聴覚士養成科	ＳＴ
幼稚園教諭・保育士養成科	ＮＳ
美容師養成科	ＢＴ
社会福祉士養成科	ＳＷ
精神保健福祉士養成科	ＰＳ

※２・・・開講月を記入してください。

（記入例）４月開講介護福祉士養成科の場合

		ＣＷ	4

② 『チェックリスト及び企画提案書等記載項目注意事項』は正本の表紙の次ページに挟んで提出してください。

③ 企画書は、真に実施可能な訓練科の数を踏まえて提出してください。また提案は、各開講月の各訓練科に対し、１法人１提案とします。

④ 書類提出後の差し替えは認めません（奈良県が補正等を求める場合を除く）。

⑤ 書類提出後に、応募書類の不備が発覚した場合、審査の対象とならないことがあります。

⑥ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。

⑦ 参加資格を満たさない者が提出した提案書は無効とします。

⑧ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、返還は行いません。

⑨ 上記（５）に示す全ての書類が提出されない場合は、審査の対象となりません。

⑩ 提出された応募書類は、本件に係る事業者選考の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

６.評価の実施

（１）実態調査の実施

提出された企画書の内容等を確認するため、委託訓練就職率実績（様式１４）において開講実績の無い場合は、選考期間中及び該当の提案が採択された場合は訓練開講日より３ヶ月前の応当日から訓練開講日までの間に、必要に応じて人材・雇用政策課職員による実態調査を行います。この実態調査の時点で、訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品を使用できる状態であることが確認できなければ、提出された提案書は無効となります。

（２）提案書の評価

「民間教育訓練機関等による離職者訓練の実施に係る企画書等評価基準及び配点表」に基づき、提出された企画書について評価を行い、かつ、最も評価の高い者を契約候補者とします。なお、提案者が１者の場合も評価を行い、契約候補者を決定します。

※提案した複数の訓練科が採択され、使用する教室が重複することにより受託できない場合は、教室が重複する訓練科のうち最高点の訓練科を採択するものとし、他の訓練科については「採点対象としない」ものとします。なお、最高点が同点となる場合には、それぞれの訓練科で次点となる者の得点が最も低い訓練科を採択するものとします。

※幼稚園教諭・保育士養成科については、総数 13 名の訓練定員として 7 名×1 コース、6 名×1 コースを実施予定とします。なお、その他の訓練科の定員については、介護福祉士養成科 8 名、言語聴覚士養成科 13 名、美容師養成科 6 名、社会福祉士養成科 4 名、精神保健福祉士養成科 4 名とします。各参加者から複数の企画書の提出があった場合は、最も評価の高い者を各訓練コースの候補者とします。

なお、評価点が総得点の６割未満の場合は、契約候補対象外とします。

（３）審査結果

選考の結果、契約交渉の相手方として決定された事業者に対しては、令和８年１２月下旬頃に別途文書で通知します。なお、各訓練科の提案数、受託者名、企画提案者ごとの総合評価点を選考結果通知日より１ヶ月間人材・雇用政策課において閲覧により公表します。ただし、企画提案者名については受託者以外公表しません。

（４）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外します。

① 選考委員に対して、直接、間接問わず、故意に接触を求めること。
② 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
③ 事業者選考終了までの間に、他の企画提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
④ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
⑤ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
⑥ 上記①から⑤のほか、過去５年以内に行った公共職業訓練に関して不適切な行為をしたことがある者又はその関係法令の規定に反した等の理由により公共職業訓練を行わせることが不適切な行為であると人材・雇用政策課長が認めた者。

なお、不適切な行為の主なものは以下の例示のとおり。

・過去５年以内に奈良県委託訓練を受託して実施した際に、奈良県が定める基準に反する委託訓練を行ったこと。
・奈良県の指導に従わなかったこと。
・企画提案した内容を無断で変更して公共職業訓練を実施したこと。

７．その他

（１）契約交渉の相手方として選考された事業者と、令和９年１月以降に随時、契約を締結します。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による契約）
なお、契約締結日までに契約交渉の相手方として選考された事業者が、本要領の「４.参加資格」に該当しなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

（２）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次の①又は②のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

① 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けた者。

② 奈良県を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者。

（３）天変地異（大地震、大火災、大水害等の災害を含むが、これらに限らない）、疫痢、その他当事者の責めに帰することのできない事由により、契約を締結しないことがあります。

（４）委託決定通知後に訓練を中止できるのは、受講申込者があらかじめ申請している最少訓練実施人数に満たず、訓練の円滑な運営に著しく支障をきたすと判断された場合に限ります。その他の理由により訓練を中止することは一切認められません。

以上